

名古屋市立大学発明の評価及び技術移転活動業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施説明書

1 業務の概要

- (1) 業務名 名古屋市立大学発明の評価及び技術移転活動業務委託
- (2) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約上限金額 4,811,400円（消費税及び地方消費税含む。）

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることが必要である。

- (1) 名古屋市から令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格（名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第3条第2項の規定により定めた競争入札参加資格をいう。）審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「その他」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (2) 令和3年度以降に大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める大学において、発明の評価及び国内外の企業への技術移転活動の業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成19年2月15日付18経営第44号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされて

いる者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

- (8) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしなない者であること。
- (9) 本公示の日から契約候補者選定の日までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (10) 本公示の日から契約候補者選定の日までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書(平成20年1月28日締結)及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱(19財契第103号)に基づく排除措置(以下「排除措置」)の期間がない者であること。

### 3 参加手続

#### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地  
名古屋市立大学教育研究部研究推進課(桜山キャンパス本部棟2階)  
電話 052-853-8513 FAX 052-841-0261  
メールアドレス ncu-innovation@sec.nagoya-cu.ac.jp  
担当:宮城(みやぎ)

#### (2) 受付票の提出

ア 本プロポーザルに参加しようとする者は、受付票(別添様式)に必要事項を記載し提出すること。

(ア) 提出期限日 令和7年2月25日(火)(必着)

提出期限後に到着した受付票は無効とする。

(イ) 提出場所(1)に同じ

(ウ) 提出部数1部

(エ) 提出方法 持参又は郵送による。

○持参 受付時間:平日午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除く。)

○郵送 簡易書留や宅配便等で配達記録が残るものに限る

#### イ 受付完了

(ア) 受付が完了した者には、後日プレゼンテーション開催通知を発行する。

(イ) プレゼンテーション当日は、(ア)で発行した開催通知を持参すること。

#### (3) 企画提案書等の提出

##### ア 提出書類

(ア) 表紙(様式1)

(イ) 企画提案書(様式任意)

- (ウ) 見積書（様式任意）
- (エ) 会社等組織の概要が分かる資料（要覧、会社案内パンフレット、定款等）
- (オ) 業務実績表（様式2）

令和3年度以降に国内の国立大学法人、公立大学法人又はこれらに準ずる機関において、発明の評価及び国内外の企業への技術移転活動の業務を履行した実績を実績表にまとめ提出すること。

- (カ) 上記2（1）の令和7年度及び令和8年度に係る一般競争入札参加資格審査結果通知書（名古屋市）の写し

#### イ 作成に当たっての注意事項

- (ア) A4縦の用紙に横書きとする。ただし、図表等については、必要に応じA3版の折り込みも可とする。
- (イ) A4縦長左綴じで、正本（1部）はホッチキス留めとし、副本（6部）はクリップ留めとして、合計7部作成する。
- (ウ) 表紙（様式1）の提出者の記名押印は法人の代表者名とし、押印は正本1部のみであとはその写しでよい。
- (エ) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本学から指示があった場合を除く。）。
- (オ) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。
- (カ) 企画提案書の様式は任意だが、作成にあたっては、別紙2「企画提案書必須記載事項」の内容を必ず記載すること。

#### ウ 提出期限、提出場所、提出方法

- (ア) 提出期限：令和7年3月3日（月）必着  
提出期限後に到着した企画提案書等は無効とする。
- (イ) 提出場所：（1）に同じ
- (ウ) 提出部数：7部（正本1部、副本6部）
- (エ) 提出方法：持参又は郵送による。
  - 持参 受付時間：平日午前9時から午後5時まで  
（正午から午後1時までを除く。）
  - 郵送 簡易書留や宅配便等で配達記録が残るものに限る

#### エ 提出された企画提案書等の取扱い

- (ア) 著作権は、提案者に帰属することとする。ただし、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本学は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (イ) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。
- (ウ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(エ) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(4) 実施説明書、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問票（別添様式）に必要事項を記載し、電子メールで送信すること。

ア 質問の受付場所 (1) に同じ

イ 質問の受付期間 令和7年1月29日(水)から2月25日(火)午後5時まで

ウ 質問に対する回答は、質問者及び(2)イで受付完了した者に対して、電子メールにて回答する。仕様の補足等が掲載されることもあるので、質問及び回答については企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

4 審査の方法及び契約候補者の選定

企画提案書等の審査は、「名古屋市立大学発明の評価及び技術移転活動業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）」において次のように行う。

(1) 審査の実施（プレゼンテーション）

ア 日程は、令和7年3月24日(月)を予定

詳細については対象者に別途連絡する。

イ プレゼンテーションは、提案書等の内容について説明を行うものとする。

ウ プレゼンテーションに用いる機材は、本学から次のものを貸し出すことができる。  
スクリーン、プロジェクター

エ 本審査への出席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、プレゼンテーション時間は1者あたり30分程度（説明15分以内、質疑15分程度）を予定している。

オ 評価基準

別紙1「評価基準」による。

(2) 契約候補者の選定

ア 委員会の意見を尊重し、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

イ 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

ウ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

エ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

オ 本説明書に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査

しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。

(ア) 通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日(休日を含まない。)以内に説明を求めることができる。

(イ) (ア)に対する回答は、説明を求めた者に対し、書面で行う。

## 5 審査結果の通知

審査結果は、企画提案書等を提出した全ての者に書面にて通知する。

## 6 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

(1) 5の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由(以下「非選定理由」という。)について、書面(様式任意)により説明を求めることができる。

(2) 書面は持参して提出する。

(3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。

ア 受付場所 3(1)に同じ

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) (1)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

(5) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

## 7 その他

(1) 契約保証金の納付義務 無

(2) 無効となる提案等

ア 次に該当する提案は、無効とする。

(ア) 本説明書に示した参加資格を有しない者のした提案

(イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(ウ) 本説明書に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(エ) 見積金額が1(4)における契約上限金額を超える提案

(オ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

イ 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

(3) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(4) 本プロポーザルの提案者が本学から受領した書類は、本学の了解なく公表又は使用してはならない。

(5) 1者につき提案は1つとし、複数の提案はできない。

(6) 契約内容の履行にあたり、企画提案書に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と本学が認める場合はこの

限りではない。

- (7) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式任意）により届け出るものとする。
- (8) 企画提案書等の提出後、本学が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。追加書類の取扱い等については、 3（3）エと同様とする。
- (9) 契約書の作成を要する。

## 評価基準

| 評価項目             | 評価ポイント   |
|------------------|--|
| 業務実施体制<br>業務遂行能力 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施に必要な能力を有した人員・組織体制が確保されているか。</li> <li>・本学の指示に適切に従う体制が整えられているか。</li> </ul>   |
| 業務実績             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・他大学等での受託実績やライセンス営業等の実績は十分か。</li> <li>・営業先企業のネットワークや実際のコンタクト回数・頻度は十分か。</li> </ul>   |
| 成果への期待度          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容が本学の趣旨に合致しており、具体的で実現性があるか。</li> <li>・国内外企業へのライセンス営業等の成果が十分に期待できるか。</li> </ul>  |
| 継続支援             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受託した案件について、契約期間終了後も継続的に業務を実施し、成果を期待できるか。</li> </ul>  |
| 価格点              | <p>・<math>(\text{契約上限金額} - \text{評価対象者の提案価格}) \div (\text{契約上限金額} - \text{有効な提案価格のうち最も低い価格}) \times \text{配点}</math></p> <p>※契約上限金額と有効な提案価格のうち最も低い価格が同一となった場合は分母がゼロになる。この場合、価格点は一律満点として評価を行うものとする。</p> |

# 受付票

令和 年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学  
理事長 様

(提出者)

所在地

法人等名

代表者

役職・氏名

印

件名 名古屋市立大学発明の評価及び技術移転活動業務委託

令和7年1月29日付公示の上記プロポーザルに参加したく、提出いたします。

(連絡担当者)

部署名

氏名 (フリガナ)

電話

メールアドレス



# 質 問 票

令和 年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学  
理事長 様

(提出者)  
所在地  
法人等名  
代表者  
役職・氏名

印

件 名 名古屋市立大学発明の評価及び技術移転活動業務委託

令和7年1月29日付公示の上記件名に係る質問票を下記のとおり提出いたします。

| 項 目 | (書類名称・項目など) |
|-----|-------------|
| 内 容 |             |

(連絡担当者)  
部署名  
氏名 (フリガナ)  
電話  
メールアドレス

令和 年 月 日

公立大学法人名古屋市立大学  
理事長 様

(提出者)

所在地

法人等名

代表者

役職・氏名

印

令和7年1月29日付で公示のありました「名古屋市立大学発明の評価及び技術移転活動業務委託」に係る公募型プロポーザルについて、公告及び実施説明書等の内容を承諾した上で、関係書類を提出します。

なお、参加資格の要件を満たしていること及び提出書類の記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

(連絡担当者)

部署名

氏名 (フリガナ)

電話

メールアドレス

(様式2)

## 業 務 実 績 表

令和3年度以降の同種・類似した業務実績を記入してください。

|       |  |
|-------|--|
| 件 名   |  |
| 委 託 者 |  |
| 履行期間  |  |
| 業務概要  |  |
| 件 名   |  |
| 委 託 者 |  |
| 履行期間  |  |
| 業務概要  |  |
| 件 名   |  |
| 委 託 者 |  |
| 履行期間  |  |
| 業務概要  |  |
| 件 名   |  |
| 委 託 者 |  |
| 履行期間  |  |
| 業務概要  |  |
| 件 名   |  |
| 委 託 者 |  |
| 履行期間  |  |
| 業務概要  |  |

※令和3年度以降に国内の国立大学法人、公立大学法人又はこれらに準ずる機関において、発明の評価及び国内外の企業への技術移転活動の業務を履行した実績を記入してください。

## 「企画提案書」必須記載事項

### 1 業務実施体制・業務能力

- ・本件業務の受託体制（人員・組織体制）を記載すること。
- ・本件業務の本学の担当者について、専門分野、特許及び技術移転活動に関する知識・経験年数等を記載すること。

### 2 業務実績

- ・業務実績表（様式2）とは別に、ライセンス営業（大型契約の成功事例）等の実績を記載すること。
- ・営業先企業のネットワーク（保有する顧客ベースの規模等）を記載すること。
- ・営業先企業のコンタクト回数・頻度を記載すること。

### 3 成果への期待度

- ・業務仕様書「5.内容」記載の項目①から③について、項目毎に、業務のフロー図、スケジュールを記載すること。
- ・国内外企業へのライセンス営業等の活動内容を記載すること。
- ・海外の展示会等への参加計画を記載すること。

### 4 継続支援

- ・受託した案件について、契約期間終了後の継続的な業務の実施方法を記載すること。

### 5 契約金額

- ・見積額を記載すること（積算内訳は別途見積書を添付すること）。
- ・成功報酬の発生基準・額（料率）を記載すること。

### 6 その他

- ・医学、薬学、創薬、医療機器を始めとしたライフサイエンス分野での知識、経験、実績等について、特記すべきことがあれば記載すること。
- ・業務仕様書記載の業務もしくはそれに付随する業務について、特にPRしたいことがあれば記載すること。

（注）出来る限り具体的に記載してください（枚数はA4 5枚程度）